

### 長野県告示第508号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

本則の3(2)中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第1表の備考の2中「長野県生活環境部地球環境課」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

第2表の備考の2中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第3表の備考の2中「長野県生活環境部地球環境課、関係地方事務所」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

地球環境チーム

### 長野県告示第509号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

本則の2(2)中「第2条」を「第3条」に改め、同2(3)中「第3条」を「第4条」に改める。

第1表の備考の2中「長野県生活環境部地球環境課」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

地球環境チーム

### 長野県告示第510号

昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

本則の3(2)中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第1表の備考の2中「長野県生活環境部地球環境課」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

第2表の備考の2中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

地球環境チーム

### 長野県告示第511号

平成6年長野県告示第130号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

本則中「長野県生活環境部地球環境課、関係地方事務所」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

地球環境チーム

### 長野県告示第512号

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

本則の表の備考の3中「長野県生活環境部地球環境課、関係地方事務所」を「長野県生活環境部環境政策課」に改める。

地球環境チーム

### 長野県告示第513号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

#### 1 平尾富士鳥獣保護区

##### (1) 区域

佐久市上平尾字上伴助地籍の林道平尾表線と市道196号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、同市道と平尾富士無線中継所連絡道路の接点に至り、同点から同連絡道路を北西進し、同連絡道路と木戸ヶ入尾根の接点に至り、同点から同尾根を東進し、同尾根と上舟ヶ沢道上歩道の接点に至り、同点から同歩道を北西進し、同歩道と佐久市と北佐久郡御代田町の市町界の接点に至り、同点から同市町界を北西進し、同市町界と平尾富士登山道の接点に至り、同点から同登山道を西進し、同登山道と林道平尾表線の接点に至り、同点から同林道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約97ヘクタール）

##### (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

##### (3) 保護に関する指針

当該区域内には、佐久市民の森が設けられており、野草・野鳥の観察などができるようになっており、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

#### 2 松原湖高原鳥獣保護区

##### (1) 区域

南佐久郡小海町豊里地籍の県道松原湖高原線と町道188号線の接点を起点とし、同点から同町道を南進し、町道松原海尻線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道206号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を西進し、大月川との接点に至り、同点から同川を北西進し、町道松原稲子割石線との接点に至り、同点から同町道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、町道165号線との接点に至り、同点から同町道を北進し、小海町有林と松原湖高原別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、町道171号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道154号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、松原湖へ通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約300ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域の松原湖周辺は観光地であるとともに、町で開発した別荘地でもあり、年間を通じて観光客が訪れます。

また、自然と触れ合う場として森林公園もあり、野生鳥獣の保護・繁殖に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 3 南蓼科鳥獣保護区

## (1) 区域

茅野市湖東須栗平地籍の茅野市道1級29号線と県道渋ノ湯堀線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、茅野市道ⅢB3187号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、茅野市道ⅢB3620号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、鳴岩川に至る山道との接点に至り、同点から同山道を南東進し、鳴岩川との接点に至り、同点から同川を南西進し、茅野市道ⅢB3656号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、古田池付近で鹿島リゾート別荘管理道路との接点に至り、同点から同道路を南東進し、鹿島リゾート所有地と財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、ハヶ岳農場銃猟禁止区域の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、茅野市道1級36号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道ⅢB3290号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道ⅢB3289号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道1級29号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、鳴岩堰との交点に至り、同点から同堰を西進し、滝ノ湯堰との接点に至り、同点から同堰を北東進し、茅野市道ⅢB1842号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、茅野市道1級29号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,250ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、茅野市の南東部に位置し、ハヶ岳(阿弥陀岳、横岳、硫黄岳)の西側山麓の標高1,000メートルから1,500メー

トルの山地で、カラマツ人工林を主体に、上部にはナラ等の天然広葉樹林が点在し、尾根部にアカマツ天然林が分布しています。

当該区域には、ハヶ岳を源とする水量豊富な柳川と鳴岩川が流れているほか、竜神池等のため池などの多様な水環境も有しており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 4 大島山鳥獣保護区

## (1) 区域

下伊那郡松川町所在の国有林伊那谷計画区中211林班から214林班、220林班から224林班及び267林班から270林班までの各林班の区域一円(面積約803ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、標高1,000～2,200メートルの山地であり、多種の広葉樹及びカラマツが生育している区域で、全域県立公園に指定されています。

鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 5 四阿屋山鳥獣保護区

## (1) 区域

東筑摩郡麻績村字室沢地籍の東筑摩郡麻績村道室沢線と麻績村村有林と私有林の境界の交点を起点とし、同点から同境界を東進し、東筑摩郡麻績村と東筑摩郡筑北村の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、筑北村村有林と私有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、筑北村村道漸々沢線との交点に至り、同点から同村道を南西進し、通称中ノ沢尾根に至り、同尾根を南進し、筑北村村有林と私有林の交点に至り、同点から同境界を南東進し、筑北村村道横走線との交点に至り、同点から同村道を南進し、横走県行造林地と筑北村村有林の境界の交点に至り、同点から同境界を南進し、小県郡青木村と筑北村の境界の交点に至り、同点から同境界を西進し、大沢山と四阿屋山を結ぶ尾根との交点に至り、同点から同境界を北西進し、四阿屋山三角点(1,386.98メートル)に至り、同点から同尾根を北進し、筑北村と麻績村との村界との交点に至り、同点から同村界を北西進し、麻績村村有林と私有林の交点に至り、同点から同境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約448ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、麻績川水系上流地域の標高900メートルから四阿屋山標高1,387メートルの北東、北西向きの斜面によって構成され、尾根と沢が深く入り込み、各所に湧水や溪流があり、林相も針葉樹・広葉樹両方が生育しており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 6 常盤鳥獣保護区

## (1) 区域

大町市常盤、親沢地籍の林道親沢線より分岐する餓鬼岳登山道起点を起点とし、同点から白沢沿いの登山道を餓鬼岳方面に

西進し、国有林界に至り、同界を北進し、大町市平地籍の前越平に至り、前越平の共有林北縁に達したところで同共有林界を東進し、林道前越線を横断し、更に同共有林界の尾根を東進し、更に同南東進し、標高1,526メートルのピークに至り、同ピークから北上する尾根(平地籍と常盤地籍の境界)を北進し、更に標高1,292メートルのピークを経て北東進し、渋沢東(標高1,208.6メートル)ピーク南側直下の鞍部に至り、同鞍部から南東斜面(常盤地籍)の沢を南東進し、林道仏崎線終点にある谷止工(昭和47年度復旧治山工事第151号)に至り、同谷止工から同林道終点を横断し、同林道終点山側の沢を尾根に向かって南進し、同尾根上に至り、同地点から尾根南側の沢に向かって更に南進し、同沢の二股の分岐点に至り、同分岐点から南西側に伸びる沢を南西進し、標高1,219メートルのピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根上を東進し、標高1,219メートルのピークに至り、同ピーク南東側の沢を南東進し、林道九津線終点の谷止工(昭和48年度復旧治山工事第7号)に至り、同谷止工右岸側の尾根を北西進し、標高1,289メートルのピークに至り、同ピーク南側に伸びる尾根を南進し、中の沢に至り、同地点から南西側に伸びる沢を南西進し、標高1,299メートルのピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から尾根南側の沢を南進し、林道内山線終点にある谷止工(昭和48年度復旧治山工事第139号)に至り、同谷止工から南西側に伸びる沢を南西進し、標高1,309メートルのピーク西側直下の鞍部に至り、同鞍部から下一区有林内の沢を南進し、更に同沢沿いに南西進し、下一区有林内作業道に至り、同作業道を林道親沢線からの分岐点まで進み、同分岐点に至り、同分岐点から林道親沢線を同林道終点方向に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約667ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、標高930メートルから1,623メートルに位置し、山頂付近にクロベ-ヒメコマツ群落、楡ノ峰西側にカラマツ植林地、同東側にツガ-コカンスゲ群集及びクリ-ミズナラ群落をもち、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 7 安南平鳥獣保護区

## (1) 区域

下高井郡山ノ内町大字佐野字長崩地籍の角間川と箱石沢の合流点を起点とし、同点から箱石沢を南進し、民有林と緑資源機構造林地との交点に至り、同点から民有林と緑資源機構造林地との境界線を南進し、同町と上高井郡高山村との町村界の接点に至り、同点から山ノ内町と高山村との町村界を東進し、笠ヶ岳国有林と民有林との交点に至り、同点から同国有林と民有林との境界線を北東進し、字北押出地籍において同国有林と山ノ内町有林及び財団法人和合会所有林との交点に至り、同点から同町有林と財団法人和合会所有林との境界線をなす通称坊平尾根を北進し、坊寺山1,839.5メートル三角点に至り、同点から堺沢を北西進し、同沢と角間川との合流点に至り、同点から角間川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約906ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、天然性の広葉林が多く存在し、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 8 高社山鳥獣保護区

## (1) 区域

中野市と下高井郡木島平村との市村界に所在する高社山(1,351.5メートル)を起点とし、同点から同市村界を北西進し、同市村界と西原新堰との交点に至り、同点から同堰を東進し、同堰と民有林の41林班と51林班との交点に至り、同点から51林班界を南西進し、同林班界と国有林飯山事業区159林班い小班との接点に至り、同点から同い小班と同は小班を南進し、同は小班、同へ小班及び同と小班の小班界との接点に至り、同点から同へ小班と同と小班、同と小班と同い小班、同と小班と同ろ小班、同ろ小班と同り小班及び同ろ小班と同ぬ小班的小班界を南進し、三ッ子山(982メートル)に至り、同点から木島平村と下高井郡山ノ内町の町村界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約576ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、天然性の広葉樹林が多く存在し、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

自然保護チーム

## 長野県告示第514号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

## 1 奥三川休猟区

## (1) 区域

南佐久郡南相木村三川地籍の村道馬越線と南相木川の接点を起点として、同点から同川を東進し、奥三川湖との接点に至り、同点から同湖の左岸を東進し、南相木川との接点に至り、同点から同川を東進し、南相木村と南佐久郡川上村の村界の接点に至り、同点から同村界を西進し、主要地方道川上佐久線との接点に至り、同点から同主要地方道を北東進し、村道馬越線との接点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,148ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 2 烏帽子休猟区

## (1) 区域

上伊那郡飯島町道与田切川線と林道横根山線との接点を起点とし、同点から同町道を南東進し、更に南進し、更に東北進し、更に東進し、横沢との接点に至り、同沢を南進し、更に南西進し、横沢治山道との接点に至り、同点から同道を南進し、更に

東進し、更に南西進し、更に南東進し、更に南進し、更に南西進し、更に南進し、更に北東進し、日向沢との接点に至り、同点から同道を南進し、国有林界との接点に至り、同点から同国有林界を南西進し、更に南進し、下伊那郡松川町と飯島町の町界の接点に至り、同点から同町界を北西進し、更に南西進し、更に北西進し、飯田市と飯島町との市町界の接点に至り、同点から同市町界を北東進し、念丈岳(標高2,290メートル)に至り、同山から飯田市と飯島町との市町界を北東進し、更に北西進し、奥念丈岳(標高2,303メートル)に至り、同山から木曾郡大桑村と飯島町との町村界を北進し、更に北東進し、中小川の接点に至り、同川を西進し、更に南東進し、林道横根山線との接点に至り、同林道を南東進し、更に東進し、更に北進し、更に西進し、更に南東進し、更に北東進し、更に北進し、更に南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,080ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 3 末川休猟区

## (1) 区域

木曾郡木曾町開田高原地籍の町道17号線と林道髭沢線との交点を起点とし、同点から同林道を北進し、国有林との交点に至り、国有林と民有林との境界を北東進し、国有林554林班と民有林との接点に至り、同点から同境界を南進し、林道末川西野線との交点に至り、同点から同林道を南進し、町道1-1号線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、国道361号線との交点に至り、同点から同国道を南西進し、町道17号線との交点に至り、同点から同町道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,170ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 4 屋敷野休猟区

## (1) 区域

木曾郡木曾町三岳在所の国有林木曾事業区884林班から890林班、並びに民有林54林班及び56林班から81林班までの区域(面積約1,270ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 5 三浦休猟区

## (1) 区域

木曾郡王滝村の国有林木曾事業区2519林班から2590林班、2592林班から2654林班、2656林班から2676林班、2678林班、2679林班、2703林班から2727林班、2729林班から2741林班、2743林班、2744林班、2748林班、2749林班、2751林班から2756林班、2766林班から2773林班、2777林班から2788林班及び2790林班から2803林班並びに三浦貯水池の区域(面積約8,181ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

## 6 七二会西部休猟区

## (1) 区域

長野市七二会瀬脇地籍の国道19号線と市道七二会中央線の交点を起点とし、同点から同国道を西進し、主要地方道長野大町線との交点に至り、同点から同主要地方道を西進し、長野市と

上水内郡中条村の市村界の接点に至り、同点から同市村界を北東進し、更に北進して県道小川長野線との接点に至り、同点から同県道を東進し、主要地方道戸隠篠ノ井線との交点に至り、同点から同主要地方道を東南進して市道七二会中央線との交点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約650ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

自然保護チーム

## 長野県告示第515号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

## 1 平井銃猟禁止区域

## (1) 区域

佐久市根岸字五本木地籍の市道26-162号線と市道26-131号線との接点を起点とし、同点から同市道26-131号線を東進し、同市道と131林班と林班外の接線との接点に至り、同点から同接線を南進し、同接線と市道26-127号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道26-108号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道26-171号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と旧佐久市と旧望月町の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と林道新林線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道と東京電力高圧送電線(黒部幹線)との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同送電線と佐久市東立科2715番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界(別荘地界)を東進し、同番地界と佐久市東立科2726番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界を東進し、同番地界と別荘地内公衆用道路(別荘地界)との接点に至り、同点から同公衆用道路(別荘地界)を南進し、同公衆用道路と佐久市根岸4436-3番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界(別荘地界)を南進し、東京電力高圧送電線黒部幹線との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同高圧送電線と佐久市根岸4489-7番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界を東進し、公衆用道路との接点に至り、同点から同道路を北東進し、市道26-166号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道26-161号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道26-162号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約140ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 2 谷田上池銃猟禁止区域

## (1) 区域

佐久市協和字池之平地籍の通称谷田上池と農耕地の境界と市道西谷田1号線の接点を起点とし、同点から同池と同農耕地との境界を東進し、同池と山林の境界との接点に至り、同点から

同池と同山林の境界を南進し、同池と原野の境界との接点に至り、同点から同池と同原野の境界を西進し、市道西谷田1号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 3 上合ノ沢銃猟禁止区域

## (1) 区域

佐久市協和地籍の望月カントリークラブの敷地一円の区域(面積約46ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 4 八千穂高原スキー場銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡佐久穂町八郡地籍の国道299号線と町道2-210号線との接点を起点とし、同点から同町道を東進し、更に南進し、同町道と町道2-202号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と八千穂高原スキー場駐車場界との接点に至り、同点から同駐車場界を南東進し、同駐車場界と国道299号線との接点に至り、同点から標高1,807.1メートル標高点に至る尾根を南進し、同尾根と南佐久郡小海町と佐久穂町の町界との接点(標高1,807.1メートル標高点)に至り、同点から同町界を西進し、更に北西進し、同町界と大石川との接点に至り、同点から同川を北東進し、同川と国道299号線との接点に至り、同点から同国道を北東進し、更に北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約165ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 5 原峠銃猟禁止区域

## (1) 区域

上田市大字御所原峠地籍の市道三好町原峠線と農道との交点を起点とし、同点から同農道を東進し、同農道と東山市有林と私有林との境界線に至り、同点から同境界線(通称権現沢尾根)を南東進し、市有林と私有林150林班と小班、に小班との接点に至り、同点から通称扇平尾根を南進し、市有林と私有林150林班と小班との接点に至り、同点から同境界線を西進し、市有林と私有林152林班と小班との境界に至り、同点から同境界線を北西進し、境界標識No.561に至り、同点を北東進し東山尾根との接点に至り、同点から同山道を北進し、同山道と農道小松原倉竹線との接点に至り、同点から同農道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約58ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 6 西海野銃猟禁止区域

## (1) 区域

東御市大字和地籍の東御市道本海野曾根線としなの鉄道との接点を起点とし、同点からしなの鉄道を西進し、上田市と東御市の境界との接点に至り、同点から同市界を北東進し、笠石川との接点に至り、同点から同川を北東進し、国道18号線との接点に至り、同点から同国道を東進し、東御市道と4号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、東御市道本海野曾根線との接点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約10ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 7 東入銃猟禁止区域

## (1) 区域

東御市大字和地籍の東御市道と305号線と東御市道と306号線との接点を起点とし、同点から同市道306号線を北東進し、国有林と民有林の境界の接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林上田事業第22林班と第23林班との接点に至り、同点から同境界を北東進し、東御市道田沢東入線との交点に至り、同点から同境界を南東進し、大室山三角点(標高1,146メートル)に至り、同点から民有林第2林班と第8林班との境界に通じる沢を南西進し、標高1,010メートル地点に至り、同点から同等高線を北西進し、東御市道313号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、民有林第2林班り小班施業番号2番と同小班施業番号4番との境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林第2林班り小班施業番号14番との接点に至り、同点から同林班施業番号14番と農耕地との境界を北進し、東御市道と310号線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約18ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 8 荒神山銃猟禁止区域

## (1) 区域

天竜川左岸と町道2号線の接点を起点とし、天竜川左岸を北東進し、同川と町道2203号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、同町道と県道与地辰野線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と辰野町道2227号線との交点に至り、同点から同町道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約69ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 9 木曾馬の里銃猟禁止区域

## (1) 区域

木曾郡木曾町開田高原末川地籍の国道361号線と町道2-4号線との接点を起点とし、同点から同国道を北東進し、町道12号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道2-6号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、町道2-4号線との接点に至り、同点から同町道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約89ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

## 10 大桑村銃猟禁止区域

## (1) 区域

木曾郡大桑村と上松町の町村界とJR中央西線との交点を起点とし、同点から同鉄道を南西進し、県道長野須原経線との交点(第9中仙道踏切)に至り、同点から同県道を南西進し、木曾郡大桑村道長野線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、木曾郡大桑村道弓矢線との接点に至り、同点から同村道を西進し、国道19号線との接点に至り、同点から同国道を南西進し、木曾郡大桑村と木曾郡南木曾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、大桑村道川北線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、民有林1林班り小班と同林班と小班の境界の沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し、国有林

と民有林1林班は小班と同林班に小班との接点に至り、同点から民有林1林班は小班と同林班に小班との境界を北西進し、国有林と民有林との接点に至り、同点から同境界を東進し、飯盛沢との交点に至り同点から同沢を南東進し、木曾郡大桑村道川北線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、信濃路自然歩道(中山道ルート)との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、大桑村と上松町との町村界の交点に至り、同点から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約737ヘクタール)

(2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

11 生妻池銃猟禁止区域

(1) 区域

松本市大字中山地籍の生妻池管理道路と生妻池堤防道路との交点を起点とし、同点から同堤防道路を北西進し同堤防道路と森林界との交点に至り、同点から同森林界を南進し、更に南西進し、更に西進し、更に北西進し、更に北進し、同森林界と主要地方道松本塩尻線との交点に至り同点から同主要地方道を北東進し、同県道と開成中学校通学道路との交点に至り、同点から同通学道路を東進し、更に南西進し、更に東進し、更に南東進し、同通学道路と生妻池管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を北東進し、更に東進し、更に南進し、更に南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約12ヘクタール)

(2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

12 神明山銃猟禁止区域

(1) 区域

東筑摩郡朝日村大字古見字芦ノ窪地籍の村道古見8号線の起点を起点とし、同点から同村道を北西進し、同村道と上井筋水路との交点に至り、同点から同水路を西進し、同水路と芦ノ池南尾根との交点に至り、同点から同尾根を北進し、東筑摩郡山形村と朝日村との村界の交点に至り、同点から同村界を東進し、同村界と芦ノ池北尾根との交点に至り、同点から同尾根を南東進し、神明山を経て更に南西進し同尾根と県道新田松本線との交点に至り、同点から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約22ヘクタール)

(2) 存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

自然保護チーム

長野県告示第516号

平成11年長野県告示第577号により設定した高山鳥獣保護区について、次のとおり区域を変更しました。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

1 高山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の小渋川と小河内沢との合流点を起点とし、同点から同沢を北東進し、民有林第170林班と民有林第172林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林第170林班と民有林第171林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、除山山頂に至り、同点から国有林2088林班に通じる尾根を南東進し、国有林第2025林班と国有林第2088林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林第2025林班と国有林第2089林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林第2025林班と国有林第2090林班との接点に至り、同点から同境界を南西進し、高山山頂に至り、同点から国有林2091林班に通じる尾根を南西進し、国有林第2026林班と国有林第2091林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と高山沢との交点に至り、同点から高山沢を南西進し、小渋川との合流点に至り、同点から小渋川を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,060ヘクタール)

(2) 存続期間

平成11年11月1日から平成21年10月31日まで

自然保護チーム

長野県教育委員会告示第8号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の2第1項の規定により技能教育のための施設を次のように指定したので、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第33条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月30日

長野県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 白馬国際学院

(2) 所在地 北安曇郡白馬村みそら野2940

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎 情報処理 文書デザイン	ビジネス基礎 情報処理 文書デザイン

3 指定日

平成18年10月24日

高校教育チーム

選告示第58号

長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

第14条第2号を次のように改める。

(2) 選挙係長

第14条第4号を次のように改める。

(4) 庶務係長

第15条の表の書記長の項中

総務部市町村チームリーダー

を 総務部市町村課長 に改め、同表の書記長補佐の項中

総務部市町村チーム企画幹

を

総務部市町村課企画幹

に改める。

第15条の表の選挙ユニットリーダーの項及び庶務ユニットリーダーの項を次のように改める。

選挙係長	総務部市町村課の選挙の執行に関する事務を管理する職員
庶務係長	総務部市町村課の選挙の庶務に関する事務を管理する職員

第15条の表の主査の項から主事の項まで中「総務部市町村チーム」を「総務部市町村課」に、「地方事務所地域政策チーム」を「地方事務所地域政策課」に改める。

第16条第3項中「選挙ユニットリーダー及び庶務ユニットリーダー」を「選挙係長及び庶務係長」に改める。

第19条中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務課長」に改める。

選挙管理委員会

選告示第59号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第3条中「長野県総務部市町村チーム内」を「長野県総務部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会

選告示第60号

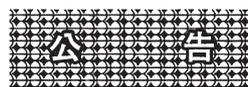
政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年選告示第3号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第2条中「長野県総務部市町村チーム内」を「長野県総務部市町村課内」に改める。

選挙管理委員会



公告

諏訪赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成18年11月9日以降、諏訪赤十字病院構内又は職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

労働福祉チーム

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成18年10月30日

長野県知事 村井 仁

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル75mg）  
910,000カプセル
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県衛生部健康づくりチーム  
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成18年9月15日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 中外製薬株式会社  
(2) 所在地 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 随意契約に係る契約金額  
206,196,900円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第10条第1項第1号

健康づくりチーム

公告

平成18年10月20日、下伊那郡阿智村による関田地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成18年10月30日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

水と土・郷づくりチーム